今般の改正は、国において、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議取りまとめ)、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)、「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」(令和元年12月20日会計検査院報告)を踏まえ、行われたものになります。

改正内容が多岐にわたることから、以下のとおり、今般の改正における変更点について整理したのでご確認ください。

なお、今回の改正内容は、令和2年4月1日以降に支給された処遇改善等加算から適用されます。

1 制度改正概要

(1) 加算額の使途等の明確化

ア 公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額について、その全額を職員の賃 金改善に確実に充てることを明確化

これまでは、人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定を踏まえ、公定価格における人件費の引上げがなされた際、内閣府から発出された事務連絡上で明記されていた内容が、今般の改正により処遇改善等加算通知上で明確化されました。

改正前

人事院勧告を受けた国家公務員給与 の改定を踏まえ、保育士・幼稚園教諭等 の給与が着実に改善されるよう、子ど も・子育て支援新制度の公定価格におけ る職員の人件費を引き上げたことによ るものであること。

各施設においては、引上げの趣旨や各施設におけるこれまでの処遇改善等の 状況を踏まえ、引上げ分を適切に給与に 反映すること。

改正後

加算 I の賃金改善要件分及び加算 II に係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。また、<u>当該</u>改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定(以下「増額改定」という。)分に係る支給額についても、同様であること。

イ 処遇改善の対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職員に重点 的に講じられるよう留意する必要があることを明確化

これまでは、処遇改善等加算の目的を踏まえ、確実に賃金改善に充てるものとする といった使途について触れられていましたが、今般の改正で賃金改善の対象者等にお ける留意点について明確化されました。

改正前

処遇改善等加算 I の賃金改善要件分及び処遇改善等加算 II に係る加算額については、「教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」 職場を構築する」という目的に鑑み、確実に職員の賃金改善に充てるものとする。

改正後

処遇改善等加算による賃金の改善に 当たっては、「賃金体系の改善を通じて 『長く働くことができる』職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定 的な供給に資するものとする」という目 的に鑑み、その方針をあらかじめ職員に 周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃 金の項目(業績等に応じて変動するもの を除く。)の水準を低下させないことを 前提に行うとともに、<u>対象者や額が恣意</u> 的に偏ることなく、改善が必要な職種の 職員に対して重点的に講じられるよう <u>留意すること</u>。

ウ 処遇改善等加算 I・Ⅱの前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認することを明確化

これまでは、残額が生じた場合については、翌年度にその全額を賃金改善に充てることが触れられていましたが、今般の改正でその残額の支払い完了を確認することについて明確化されました。

改正前

加算実績額と賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を賃金改善に充てること。

改正後

加算当年度に係る加算残額について は、加算当年度分の実績報告において金 額を確定するとともに、監査や当該翌年 度分の実績報告により、当該翌年度内に その支払が完了したことを確認するこ と。

処遇改善等加算通知に関する主な変更点等

1 加算の認定事務を市町村へ委譲可能であることを明記

○ 都道府県、指定都市及び中核市が行う処遇改善等加算の認定に係る事務・権限に関して、認定事務等を円滑に行うため、都道府県と加算認定の実施を希望する市町村との間で協議が調った場合には、当該市町村に委譲することが可能とする。 (通知第2の1(1)・2(1))(「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月23日閣議決定)を踏まえた対応)

2 加算額の使途等の明確化

- ① 加算額のうち、人事院勧告に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額について、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てることを明確化。(通知第3の1)(「待機児童解消、子どもの資困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」(令和元年12月20日会計検査院報告)での指摘を踏まえた対応)
- ② <u>処遇改善の対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職員に重点的に講じられるよう留意する</u>必要があることを明確化。(通知第3の2)(「子育て支援に関する行政評価・監視」(平成30年11月 総務省行政評価局)での指摘を踏まえた対応)
- ③ 処遇改善等加算 I・IIの前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認する ことを明確化。(通知第3の4等)(①と同じ会計検査院指摘を踏まえた対応)
- ※ ②・③を踏まえ、職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として位置付け、令和元年度処遇 改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用。

3 算出方法等の明確化

- ① 加算 I の加算率の認定に係る職員の経験年数について、施設・事業所による職歴証明書のほか、<mark>年金加入記録等による推認を認める</mark>ことを通知上明確化。(通知第4の1)(「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)を踏まえた対応)
- ② 法定福利費等の事業主負担分の増加に関する標準的な算式を提示。(通知第4の2(1)オ・(2)エ、第5の2 (1)ウ・(2)ウ)
- (参考) 令和2年度 処遇改善等加算通知に関する主な変更点等(令和2年7月30日内閣府提供資料 抜粋)

(2) 基準年度の見直し

ア 基準年度の見直し

これまでは、処遇改善等加算 I と II で基準年度が異なっていましたが、今般の改正により、処遇改善等加算 I ・ II 共通で、加算の算定起点となる基準年度を「ある特定の年度」から「加算当年度の前年度」に見直しがなされました。

改正前	改正後
<処遇改善等加算 I >	<処遇改善等加算 I >
⇒支援法による確認の効力が発生す	① 「加算前年度に加算 I の賃金改善要
る年度の前年度	件分の適用を受けており、加算当年
	度に適用を受けようとする賃金改善
⇒平成27年3月31日以前において既	要件分に係る加算率が公定価格の改
に保育所として運営していた施設	定やキャリアパス要件の充足等によ
については平成24年度	り加算前年度に比して増加する場
	合」
	又は、
	「私立高等学校等経常費助成費補助
	金を受けていた幼稚園が初めて加算
	Iの賃金改善要件分の適用を受ける
	場合」
	⇒加算前年度
	② 「新たに加算 I の賃金改善要件分の
	適用を受けようとする場合」
	次に掲げる場合に応じ、それぞれに
	定める基準年度。
	i 加算前年度に加算Iの賃金改善要
	件分の適用を受けておらず、それ以前
	に適用を受けたことがある場合
	⇒加算 I の賃金改善要件分の適用を
	受けた直近の年度
	ii 加算当年度に初めて加算 I の賃金
	改善要件分の適用を受けようとする
	場合
	⇒支援法による確認の効力が発生
	する年度の前年度
	(平成 26 年度以前に運営を開始し
1	

た保育所にあっては、平成24年度。)

改正前	改正後	
<処遇改善等加算Ⅱ>	<処遇改善等加算Ⅱ>	
⇒当該施設・事業所において最初に処	① 加算前年度に加算の適用を受けてお	
遇改善等加算Ⅱを取得した年度の	り、加算当年度に適用を受けようと	
前年度	する加算Ⅱ-①若しくは加算Ⅱ-②	
	の単価又は加算Ⅱ算定対象人数が公	
	定価格の改定により加算前年度に比	
	して増加する場合	
	⇒加算前年度	
	② 新たに加算の適用を受けようとする	
	場合	
	次に掲げる場合に応じ、それぞれに	
	定める基準年度。	
	 i 加算前年度に加算Ⅱの適用を受け	
	ておらず、それ以前に適用を受けたこ	
	とがある場合	
	→加算Ⅱの適用を受けた直近の年度	
	/	
	 ii 加算当年度に初めて加算Ⅱの適用	
	加昇ヨ午及に初めて加昇Ⅱの週用 を受けようとする場合	
	を支げよりとする場合 ⇒加算前年度	
	一一 加异刊十戊	

イ 毎年度の賃金改善の確認方法の見直し

した費用の総額)が加算見込(実績)額

以上であること。

これまでは、賃金改善の確認方法が、処遇改善等加算 I と II で基準年度が異なる中で確認する方法がとられてきましたが、今般の改正で計画・実績報告の手続きの簡素化を図るため、基準年度の見直しに加え、確認方法も見直しがなされました。

改正前改正後<処遇改善等加算 I ><処遇改善等加算 I >賃金改善見込額(賃金改善の実施に要【加算 I 新規事由がある場合】

加算当年度における次に掲げる事由 (加算 I 新規事由)(以下、①もしくは② のいずれかの事由)に応じ、<u>賃金改善実</u> 施期間において、賃金改善等見込(実績) 総額が特定加算見込(実績)額を下回っ ていないこと。

- ①加算前年度に加算 I の賃金改善要件 分の適用を受けており、加算当年度に 適用を受けようとする賃金改善要件 分に係る加算率が公定価格の改定や キャリアパス要件の充足等により加 算前年度に比して増加する場合
- ②新たに加算 I の賃金改善要件分の適 用を受けようとする場合

【加算】新規事由がない場合】

賃金見込総額(支払賃金総額)が加算 前年度の賃金水準に加算当年度の公定 価格における人件費の改定分を加えた 額を下回っていないこと。

改正前	改正後
<処遇改善等加算Ⅱ>	<処遇改善等加算Ⅱ>
賃金改善見込額(賃金改善の実施に要	【加算Ⅱ新規事由がある場合】
した費用の総額)が加算見込(実績)額	加算当年度における次に掲げる事由
以上であること。	(加算Ⅱ新規事由)(以下、①もしくは②
	のいずれかの事由)に応じ、 <u>賃金改善実</u>
	施期間において、賃金改善等見込(実績)
	総額が特定加算見込(実績)額を下回っ
	ていないこと。
	① 加算前年度に加算の適用を受けてお
	り、加算当年度に適用を受けようと
	する加算Ⅱ-①若しくは加算Ⅱ-②
	の単価又は加算Ⅱ算定対象人数が公
	定価格の改定により加算前年度に比
	して増加する場合
	② 新たに加算の適用を受けようとする
	場合
	【加算Ⅱ新規事由がない場合】
	加算対象職員に係る支払賃金が加算

前年度の賃金水準に加算当年度の公定 価格における人件費の改定分を加えた 額を下回っておらず、かつ、加算当年度 における加算対象者に毎月決まって支 払われる手当又は基本給の総額が加算 当年度の加算IIによる加算見込(実績)

額を下回っていないこと。

4 基準年度の見直し

- ① 給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、
 処遇改善等加算 I ・ I 共通で、加算の算定起点となる基準年度を「ある特定の年度」から「加算当年度の前年度」に見直す。※1・※2 (通知第4の2 (1) キ・(2) オ、第5の2 (1) オ・(2) オ)
 - ※1 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難い施設については、加算当年度の3年前の年度を基準年度として選択することを可能とする。
 - ※2 令和2年度に限り、旧通知の基準年度(支援法による確認の効力が生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については、平成24年度)とすることも可能とする。
- ② その際、毎年度の**賃金改善の確認方法 (加算額と賃金改善額の比較。見込額・実績額)** について、以下のとおり見直す。 (通知第4の2(1)ア・(2)ア、第5の2(1)ア・(2)ア)
 - i) 加算当年度に新たに講ずべき処遇改善*1が<u>ある</u>場合(加算額の追加分が<u>ある</u>場合) は、当該施設・事業所において<mark>加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化</mark>して賃金改善の確認を行うこととする。
 - imes 1 新たに講ずべき処遇改善とは、例えば、加算当年度の公定価格における加算率の改定のほか、新たな加算適用、加算前年度からの加算率の増加(キャリアパス要件の充足等)等が想定される。
 - ii)加算当年度に新たに講ずべき処遇改善が<u>ない</u>場合(加算額の追加分が<u>ない</u>場合)は、当該施設・事業所における現年度の賃金総額と、前年度の賃金水準に人件費改定相当分を加えた額を比較して賃金改善の確認を行う※2こととする。
 - ※2 加算Ⅱについては、これに加え、加算当年度における加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給の総額と加算Ⅲによる加算額とを比較して賃金改善の確認を行う。

賃金改善の確認方法の見直しイメージについては次頁表参照

2

【賃金改善の確認方法の見直しイメージ】

【資金改善の確認万法の見直しイメージ】					
		見直し後			
	(参考)見直し前	加算当年度に新たに講ずべき 処遇改善がある場合 (例:加算当年度の公定価格における加算 率の改定、新たな加算適用)	加算当年度に新たに講ずべき 処遇改善がない場合		
基準年度	支援法による確認の効力が生じる年度の 前年度(平成26年度以前からある保育 所については、平成24年度)	加算当年度(当該加算の適用を受けようとする年度)の <mark>前年度</mark>			
考え方	賃金改善額 ≥ 加算額 (対基準年度) (全体)	賃金改善額 ≥ 加算額 (対 <mark>加算前年度</mark>) (<mark>加算当年度追加分</mark>)	賃金賃金賃金貸金株人件費大件費大件費		
イメージ図	加算当年度 追加分 資金改善額 加算当年度 企会改善額 加算 第年度 企会改善額 加算 第年度 (H25年度) (H25年度) (H25年度) (H25年度の質と必場の質と必得の質と必得の質と必得の質と必得の質と必得の質とない。	関金改善 (加算当年度 道加分) 人件費改定 相当分 (加算当年度 道加分) 人件費改定 相当分 (加算当年度 道加分) 現年度の資金総額 前年度の賃金 総額 ・ 本準を適用した場合の賃金 総額 ・ 総額・*	人件費改定 (加加 (加加 (加加 (加加 (加加 (加加 (加加 (加加 (加加 (加		

(参考) 令和2年度 処遇改善等加算通知に関する主な変更点等(令和2年7月30日 内閣府提供資料 抜粋)

(3) 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和

ア 実際に月額4万円の賃金改善を行う職員数の緩和

これまでは、処遇改善等加算 II のうち「副主任保育士等」に係る加算額については、 実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求め、その人数を 「4万円の加算額の算定対象人数の1/2 (端数切捨て)以上」確保することとしてい ましたが、今般の改正で「1人以上」に緩和されました。

改正前

副主任保育士等に係る賃金改善額は 原則として月額4万円とすること。

ただし、施設・事業所における職員の経験年数・技能及び給与実態等を踏まえ、施設・事業所が必要と認める場合には、月額4万円の賃金改善を行う職員数を「人数A」に2分の1を乗じて得た人数(1人未満の端数は切り捨て)確保した上で、その他の技能・経験を有する職員について月額5千円以上月額4万円未満の賃金改善額とすることができること。

改正後

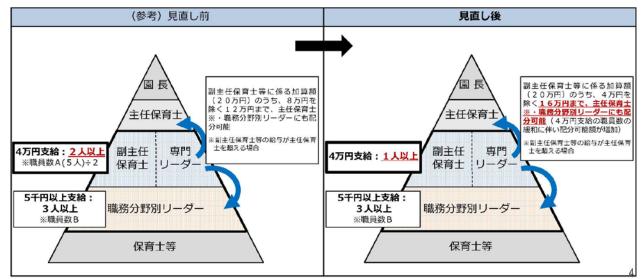
副主任保育士等

原則として月額4万円。ただし、<u>月額4万円の改善を行う者を1人以上確保</u> 4万円の改善を行う者を1人以上確保 した上で、それ以外の副主任保育士等に ついて月額5千円以上4万円未満の改 善額とすることができる。

5 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和

- 処遇改善等加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、「4万円の加算額の算定対象人数の1/2(端数切捨て)以上」を「1人以上」に緩和する。(第5の2(1)ク)
 - ※「加算対象人数の1/2(端数切捨て)」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

〈定員90人 (職員17人※)の保育所の場合のイメージ〉※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人(保育士12人、調理員等3人) 4万円の算定対象人数(職員数A):5人(一般職員数の1/3)、5千円の算定対象人数(職員数B):3人(一般職員数の1/5)



(参考) 令和2年度 処遇改善等加算通知に関する主な変更点等(令和2年7月30日 内閣府提供資料 抜粋)